

かすみがうら市議会議会改革調査特別委員会会議録

令和8年4月14日 午後1時24分 開 会

出 席 委 員

委員長	設 楽 健 夫
副委員長	石 澤 正 広
委員	佐 藤 文 雄
委員	小座野 定 信
委員	岡 崎 勉
委員	来 栖 丈 治
委員	櫻 井 繁 行
委員	小 倉 博 生
委員	久 松 公 生
委員	櫻 井 健 一
委員	鈴 木 貞 行
委員	鈴 木 更 司
委員	塚 本 直 樹
委員	井 出 有 史

欠 席 委 員

委員	矢 口 龍 人
委員	服 部 栄 一

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議会事務局長	越 渡 貴 之
議会総務課長	石 川 和 彦
議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子
議会総務課主任	川原場 智

## 議 事 日 程

令和8年4月14日（火曜日）午後1時24分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) かすみがうら市議会議会改革に関する調査研究について
  - (2) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後 1時24分

### ○設楽健夫委員長

こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は14名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会改革調査特別委員会を開催いたします。

会議傍聴はなしですね。

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主任、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

委員各位に申し上げます。

調査に先立ち、市長選挙、または県議会議員選挙と市議会議員選挙が同日実施並びに議員定数及び報酬に関する調査研究のための追加資料をタブレット端末に格納いたしましたので、各自ご確認の上、今後の調査研究にご活用くださいますようお願いいたします。

格納してありますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### ○設楽健夫委員長

ここで、本日の議題に入ります前に、本日の進め方について説明申し上げます。

本委員会は複数の調査研究事項が予定されておりますことから、去る令和8年3月19日開催の本委員会でお示ししましたスケジュールのとおり、本日は同日選挙に関することを協議させていただきたいと思っております。

なお、協議の方法といたしましては、まず事務局による説明を受け、それに対する質疑を行います。本日の質疑の後、次回の委員会では同日選挙の可能性について、委員の皆様のご意見を集約したいと思います。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、1、かすみがうら市議会議会改革に関する調査研究についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

### ○議会事務局長（越渡貴之君）

それでは、説明いたします。

市長選挙または県議会議員選挙と市議会議員選挙を同時に行うための調査研究ということで、1、目的。

市長選挙または県議会議員選挙と市議会議員選挙を同時選挙とすることによる投票率の向上、経費削減、有権者や職員の負担軽減となります。

## 2、趣旨。

平成17年3月、千代田町と霞ヶ浦町が合併し、かすみがうら市が誕生して以来、旧町の全議員をかすみがうら市議会議員として引き続き在任とする特例、こちらを適用いたしまして、議員の任期が延長されたことから、かすみがうら市長選挙と約5か月間のずれが生じました。

この短期間のうちに市長選挙と市議会議員選挙が執行され、合併から20年が経過しておりますが、さらに茨城県議会議員と市議会議員の任期は約1か月の違いがございます。

少子高齢化、そして人口減少が進む中、同日選挙にすることにより、政治への関心の高まりや投票率の向上をはじめ、投票所の設営に係る費用、職員人件費、こちらの経費削減が見込まれます。とりわけ単独選挙となった平成30年の市長選挙の歳出経費は約1900万円、前回の市議会選挙は約3300万円の歳出があったことなどを踏まえますと、同日選挙を実施しまして歳出の削減に努めることは、市の財政にとっても大きなメリットとなります。

## 3、任期。

かすみがうら市長の任期でございますが、令和8年7月22日となっております。茨城県議会議員、こちらは令和9年1月7日、そしてかすみがうら市議会議員、令和9年1月27日となっております。

## 4、選挙期日。

任期満了による選挙は、任期満了日前の30日以内となっております。地方公共団体の議会の解散による一般選挙は、解散の日から40日以内、その他の事由による選挙は、事由発生後50日以内となっております。

次のページになります。

## 5、かすみがうら市における同日選挙の日程（案）。

### (1) 想定①としまして、市長選挙と同日とする場合。

この場合、令和8年第2回定例会最終日、6月16日の予定でございますが、この日に同日選挙及び自主解散に関する決議となります。そして、定数削減の場合には、本定例会中に定数条例の一部改正が必要となります。可決後は、議長名で市選挙管理委員会へ同日選挙の申入れを行いまして、選挙日としましては令和8年7月19日日曜日投開票となります。

メリットといたしましては、選挙経費の削減、投票率の向上、市選挙管理委員会内で日程調整が可能となっているところでございます。

デメリットといたしましては、市民への周知期間が短くなるというところでございます。また、特別職等報酬審議会への申入れが困難になります。

そして、選挙の費用なんです、市議選経費と市長選挙費合わせまして、下の赤い文字のところ、約1400万円の削減が可能となります。これは、重複する職員人件費、選挙管理委員、当日立会人報酬、郵送料等となります。

### (2) 想定②といたしまして、茨城県議会議員選挙と同日を目指すものでございます。

こちらも令和8年第2回定例会最終日、6月16日に同日選挙及び自主解散の措置を講ずる決議をいたします。こちらも定数削減の場合には、定例会中に定数条例の一部改正が必要となります。可決後は議長名で市選挙管理委員会へ同日選挙と、さらに下の行です、市特別職等報酬審議会へ報酬見直しの申入れをいたします。さらに、第4回定例会の日程を変更いたしまして、想定案といたしまして、11月24日から12月8日までの15日間を改めまして、11月17日から12月1日の15日間といたします。7日間の前倒

しということになります。

そして、令和8年第4回定例会最終日、12月1日を想定しております、この日に自主解散に関する決議をいたしまして、可決になりますと、県議会議員選挙はちょっとまだ確定ではないんですが、令和8年12月13日を想定しております。そして、市議会議員選挙につきましては令和8年12月20日、こちらを想定しております。

12月20日投開票にする理由でございますが、市議会議員の任期、令和8年12月20日から令和12年12月19日の4年間となります。過去の県議会議員の選挙の実績から、12月19日以前に実施しているため、4年後の2030年、令和12年12月8日または15日を想定しますと、県議選改選時に同日選挙が可能となります。過去の県議選の実績といたしましては、平成26年12月14日、平成30年12月9日、そして令和4年12月11日となっております。

県議選と同日とすることのメリットでございますが、選挙経費の削減、投票率の向上、そして市民への周知期間が長く取れます。そして、特別職等報酬審議会への申入れが進めやすくなります。

デメリットといたしましては、県議選、市議選とで選挙管理委員会が別となっております。そして、第4回定例会最終日から投票日までの期間が短いということになります。選挙の費用につきましては、市長選と同様に約1400万円の削減が可能となります。

最後に、参考として、地方公共団体の議会の解散に関する特例法、こちら第2条によりまして、解散の議決につきましては、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を得なければならないとなっております。

簡単でございますが、説明は以上です。

○設楽健夫委員長

ただいまの説明につきまして、質疑等ございましたら挙手の上、ご発言、お願いいたします。

○小座野定信委員

単純にいうと、市長選挙よりも県議会議員の選挙に合わせたほうが良いということですよ。

○議会事務局長（越渡貴之君）

小座野委員のおっしゃるとおり、市長選挙はかなりタイトな日程になってくるかと思っておりますので、比較しますと県議選のほうが余裕あるのかなと考えております。

○小座野定信委員

今回の選挙は、県議会の選挙と同日に行うことは可能なわけですよ。

○設楽健夫委員長

いや、違うね。

○小座野定信委員

違うね。やっぱり1週間ずれて、次の選挙では同日選挙ということが可能ということですよ。分かりました。ありがとうございます。

○櫻井繁行委員

今日は、投票日の件の1件について絞ってというお話でしたので、その件だけにさせていただきますけれども、意見も含めながらになりますけれども、正直いうとやっぱり市長選に合わせるということは、我々は半年ぐらい任期を残して辞職をしなければいけないということに、これなりますから、なかなか現実的じゃないのかなというのを資料を拝見して思いました。

私も、小座野委員がおっしゃったように、今回は1週間はずれますけれども、まずは県議選のほうに近づけておいて、さらなる4年後にはしっかり合わせると。ただ、今回それをしていないと、1か月前

倒して辞任をして、1週間ずれても県議会選挙の1週間後に市議選を行わないと、4年後合わせる事ができないということを確認させていただきたいんですが、いかがですか。まず1つ、お願いします。

○議会事務局長（越渡貴之君）

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、県議選が12月13日を想定しておりまして、約1週間ずれるんですが、今回の選挙がずれても、4年後の選挙については同時選挙が可能なのかなと考えております。選管が違いますので、ここで確定的なことは申し上げられませんけれども、そういう見込みで想定しております。

○櫻井繁行委員

議会の解散ということには、1か月前だとしても任期を残して、4年満了できないわけですから、4分の3以上の出席をして、なおかつ5分の4以上の合意形成がなければできないということですから、この議会改革調査特別委員会16名でしっかり合意形成取って、今後のためにしっかり考えていきたいというふうに思っていますけれども、局長おっしゃっていただいた県議選に合わせることによつてのデメリットという書き方されているんですけれども、もちろん我々市議会議員は市の選挙管理委員会、また県議選のほうは県の選挙管理委員会というのは分かるんですけれども、選挙管理委員会が別ということをやデメリットという形で項目に上げられていますけれども、この点ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議会事務局長（越渡貴之君）

有り体に申し上げさせていただきますと、投票日の調整等が難しいという意味でのデメリットということで上げさせていただきました。

以上でございます。

○設楽健夫委員長

よろしいですか、いいですよ。

もうちょっと説明をお願いします。

〔「だから、県の選管と市議の選管は別でしょう。だから、申合せが、横の連絡が取りづらいということだ。」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員長

暫時休憩とします。 [午後 1時41分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 1時42分]

今、デメリットの点について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議会事務局長（越渡貴之君）

市議選を今年の12月20日、後ろに持っていくことにより、4年後には県議選と合わせる事が可能になるということを考えての12月20日投票を想定しているものでございますが、デメリットとして、選挙管理委員会が別ということで挙げましたが、最終的には市議選を県議選に合わせるというような形になるのかなと思います。

以上でございます。

○櫻井健一委員

4年後に合うということは理解できたんですけども、その先の8年後とか、4年、4年の先になつて、一緒になった後も一緒にできるというイメージでよろしいんですか。

○議会事務局長（越渡貴之君）

櫻井健一委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○設楽健夫委員長

よろしいですか。

今、8年後も12年後も併せて可能であるということで、その先のことは私は分かりませんが、今の話ですけれども、デメリットの項目の中で、今回ずらして20日でやっていったとすると、4年後は同時選挙が可能になる。それは県の選挙に市の選挙を合わせることができると。同じように8年後、あと12年後もシミュレーションが立っている……

[「1週間しかずれないんだから。1週間しか本当にはずれていないんだから、市議会の選挙を1週間早めて告示するのは可能なわけですよ、法律的にね、法的にね。」「こっちも任期を残しているわけだからね、合わせちゃうということだよ。」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

こちらが合わせることができると。

[「休憩中ですよ」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

暫時休憩とします。 [午後 1時44分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 1時45分]

○櫻井健一委員

今、何事もなく4年後がということであれば可能という話でしょうけれども、万が一、イレギュラーなことが県議で起こった場合にはまたずれちゃいますよね。そのときには、市議としてどういうふうに対応されるのでしょうか。そのときには、もうそのまま、またずれたままでやるようなことで今回は考えていくということですか。

○議会事務局長（越渡貴之君）

県議会の解散、そういった想定外のことが起こった場合には、櫻井健一委員おっしゃるとおり任期満了で進めていくしかないと思います。

以上です。

○佐藤文雄委員

市長選挙も県議会議員選挙も、市議会議員選挙も、それぞれ独自の選挙だということなんですよ。ですから、メリットだ、デメリットだ、選挙の経費を全面に上げるというのは、これはちょっと筋が通らないというふうに思うんだよね。何で12月になったのかというと、私の記憶だと、もう50年近く、汚職事件というか、そういうことで12月の選挙になったと。本来であれば統一地方選挙に近いのかなと思うんですが、そういうことがあると。

それから、1月の霞ヶ浦の、霞ヶ浦というか千代田か。千代田に合わせたんだろうと思いますが、これもそういう経過で1月になったんじゃないかなと思うんです。そこら辺はどうですか。

ですから、私は何かメリットを、選挙管理委員会の1400万円がマイナスになるからという単純なものじゃないと思うんだよね。やはり独自に戦う、県議選は県議選、市長選は市長選で市議会議員選挙は市議会議員選挙でそれぞれ戦うということが重要だと。争点も、明確になるわけですから、そういう点ではちょっと違うかなというふうに思いますが、1月の選挙になった理由はお調べになっていませんか。

○議会事務局長（越渡貴之君）

1月になった理由というのはちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○設楽健夫委員長

暫時休憩とします。 [午後 1時48分]

○設楽健夫委員長

再開いたします。 [午後 1時54分]

それで、事務局のほうでね、過去の選挙のほうについて今、そうだろうという話が出ていましたけれども、これについてはちょっと資料を準備してください。

[「1月になった理由なんか、どんな会議録探しても出てきません。こんなできもしないね、結果が、合併してもう20年保存とか永久保存版だったらあるかもしれないけれども、永久保存でないから、会議録って。」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

選挙のこの間の経過ですから、選挙がいつあったのかということについては、選挙がどういう形で変更になったのかという会議録というところまでは、今そういう話もありましたけれども、選挙の期日については、これは今までの記録があるというふうに思いますから、それについてはちょっと整理をしておいていただきたいというふうに思います。

[「あるわけではない。」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

いや、あるわけないと言ったってありますよ。

[「だから、何で1月になったのかという理由があるでしょうというの。」「だから簡単にいえばね、旧……」「だから、いいんだよ、あなたはしゃべらなくて。あとは調べればいいんだよな。」「委員会ですからね。」「そんな、だって、調べようがないやつ調べろと言ったって無茶だっぺよ。」「12月はね、県議の12月はいわゆる汚職、大きな汚職事件で……」「ちょっと佐藤さんも……。」「だから、それはそれでいいんだよ。」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

挙手でもって発言をお願いします。

○小座野定信委員

これ今、委員長のほうから執行部に対して、そんなあるかないか分からないもの、何十年、50年以上前の資料を探せといっても、これは無理な話です。こんな無駄な時間ありません。ですから、今現在、何で1か月早めて市議会の選挙を県議会に合わせるかという、この1400万円のプラスもあります。しかし、やはり考えるのは市民サービスということの観点から見て、この選挙人名簿を半年のうちに3回も作るなんていう、こんな無駄な作業ないと思いますよ。だから、3回を2回にできるということはすごくすばらしいことだと思います。33%業務が減るわけですから。だから、そんな1400万円という数字は、見える数字だから出ているでしょうけれども、職員が選挙人名簿を作る労力ということを計り知れない、1400万円以上の価値があると思います。その分、市民にその労力を与えるというのが、やはり我々議員の考えることじゃないですか。

○設楽健夫委員長

私が話をしましたのは、これまでの選挙の日程。経過がどういった経過であったのかということ調べてくださいというふうに言ったわけです。分かりますよ、そんなのは。いつやったのかというのは分かるでしょう。

じゃそういうことで……

[「書類作った、それを見つけるなんていうのはな、言うほうは簡単だよ。」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

今の件につきましてですが、これは広報の縮刷版とかそういうものもありますし、いつ行われたのかということについては、これはすぐ調べられるというふうに判断しますので、事務局のほうでよろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員

市長選と同日にしても、県議選に同日で選挙日をするにしても、そういうことを目指して動くという2パターンにしてもですけれども、基本的には第2回定例会において何がしかの、自主解散というのかな、決議が必要というふうにあるんですけれども、県議選のほうにしても、やっぱり第3回の定例会では間に合わないというような認識、なぜそういうふうになるのかお伺いしたいんですけれども。

○設楽健夫委員長

6月16日、第2回定例会最終日というふうにありますけれども、この最終日というふうにここに記載している、このことについてちょっと説明をお願いします。

暫時休憩とします。 [午後 1時59分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 2時00分]

6月16日の件で、事務局のほう、よろしくをお願いします。

○議会事務局長（越渡貴之君）

6月16日じゃなく9月定例会では間に合わないのかというような櫻井繁行委員からのご質問でございますが、9月で決議をいたしますと、市民への周知期間等も長く取れなくなり、特別職等の報酬審議会の申入れが大分遅くなってしまうと。そういった理由から、6月第2回定例会の最終日、6月16日を予定いたしました。

以上でございます。

○小座野定信委員

今の議会の日程の件なんですけれども、例えば、みんなの賛同が取れそうだと、県議会の選挙の日程に合わせるといとなると、今度、第3回、12月の議会の日程が、議会の最終日に解散するとなると、日程をずらす必要が、予定している日程でなく、新たな日程を決めるしかないかなと思うんですけれども、そういうところはどういうふうに考えていますか。

○議会事務局長（越渡貴之君）

現在の予定ですと、第4回定例会でございますが、11月24日開会で12月8日閉会、15日間となっております。県議選と合わせるような形で進めますと、11月17日開会、12月1日解散という形となります。約7日間の前倒しとなります。

○櫻井健一委員

市民への周知というお話がありましたが、イメージ的に県議選と一緒にやる場合に、ポスターの掲示の仕方ですとか、何の選挙に誰が出ているのかというのを分かるようにするために、何か工夫なんかをしないと、今回何の選挙だということになるかと思うんですけれども、そこは大丈夫なんですか。

○議会事務局長（越渡貴之君）

ご質問の内容につきましては、選挙管理委員会の所管になるかと思しますので、この場ではっきりしたことを明言できるものではございません。

[「言っておいたほうがいいよ。掲示板、県会は県会」と呼ぶ者あり]

○議会事務局長（越渡貴之君）

この場ではちょっと明言できません。

○櫻井健一委員

ということですが、ここの委員会の中でそういうところをお話するような機会というか、選挙管理委員会がどういうふうに対処かが今のところ事務局では把握されていないということだと思っておりますけれども、そういう議論というのは委員会の中でできないのでしょうか。

○設楽健夫委員長

この場でその議論をするということですか。

○櫻井健一委員

今日ではなくて、想定でもよろしいんですけども、過去に選挙管理委員会になられた方ですとか担当の方から、どういうふうなすみ分けをしていくかというような説明ですとか、同日の選挙になった場合にどういうふうに分らわしくしないような市民への周知をしていくかといったところをよく教えていただけないかなというような機会が設けられないかということをお聞きしております。

○設楽健夫委員長

混乱が生じないようにしていくためにはどうしたらいいのかと、そういうことも含めて選挙管理委員会に、同時選挙の場合にどういう点を留意されるのかということも含めて、そういう説明の場が設けられないんですかという質問でしたけれども、皆さんのご意見どうですか。

○小座野定信委員

意見という形になってしまうかもしれませんが、これまでも統一選挙をやっています、衆議院、参議院、最高裁判所の裁判官等の3つの選挙も掛け持って、我々も経験しています。当然、櫻井健一委員も経験していると思います。そのたびにポスターの掲示板見ても、衆議院は衆議院、参議院は参議院と、別なスペースをつくって、当然、県会議員は誰々、市議会議員はこのメンバーというふうに分けて立っています。これは小学生でも記憶に残っている子供はいるんじゃないかというふうに思います。終わります。

○佐藤文雄委員

いや、選挙管理委員会の意見を聞きたいということだから、この特別委員会のときに選挙管理委員会のいわゆる担当者と呼んで、そこで質疑をさせていただけないかということだから、それはいいんじゃないでしょうか。

○櫻井健一委員

選挙のトータル的に、掲示板もそうですけれども、例えば市長選のときに市議の補欠選があったときに紙の色を間違えたりとか、そういう複雑なことにもなった過去の経緯がありますので、そういうところの差別化をどうするのかということも踏まえての何かこれからやるに当たってどういうふうにつけていくのかということを知っておきたいなという意見で申し上げます。

○設楽健夫委員長

同時選挙になった場合にどのようなことが起きるのかということについては質問がありました。佐藤委員のほうから、選挙管理委員会に今までの、選挙管理委員会は選挙管理委員会としての説明があってもいいんじゃないかという話でした。

この件についてはいかがですか。

○櫻井繁行委員

今回の議会改革調査特別委員会で、まずこの、僕は発議者ですから、議会運営委員会のほうで上げさ

せてもらいましたけれども、まずは投票日について、現状のままでいくのか、市長選に合わせるのか、それとも県議選に合わせていくのかという3つのパターンがあって、県議選に合わせてためには1か月前に自主解散であって、市長選に合わせてためには6か月前に自主解散であって、単独でいくんだったらそのままがいいと思うんですけども、まずその方向性をやっぱり議論をして、あとは、事務方はその後、それはミスのないようにやるのが事務職の仕事ですからね。もちろん選挙管理委員会、公平中立にしっかりやっていただけるので、まずその心配をするよりは、もちろん市民への周知徹底も含めて、経費削減にもつながるわけですし、あとは投票率アップにもつながることですし、もっともついろいろな方が立候補するような環境がつかれるかとか、そういった議論になってくると非常にいいのかなというふうに思ったので、意見を言わせていただきたいと思います。

以上です。

○設楽健夫委員長

今、同日選挙の件について、これは日程的な問題ですけども、それが優先されて議論されるべきではないかと。一方、その同日選挙を行う上での心配事があるという話になっていますけれども、この点について、ほかの議員の方の意見も求めたいと思いますけれども、いかがですか。

○塚本直樹委員

私も先ほど小座野委員、それから櫻井繁行委員からお話がありましたとおり、今までこういった議論がされていなかったというのが今まで一番の問題だと思っていて、それで実際、今回こういった形で、市長選挙と同日と、県議選と同日を目指すということで出てきました。この中で、現実的に市長選挙においては期間が短いということで、デメリットのほうが大きいという形になって、県議選というふうな選挙と同日ということを目指す中で、ここをもう少し、どちらに合わせるのかというところを皆さん議論をして決めていくというのが一番、まずもってそこから始めるのが一番いいと思います。これは私の意見です。

以上です。

○設楽健夫委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

僕は一緒に合わせることに反対はしていないんですけども、一つ一つの選挙は市民が代表を選ぶ大事な選挙なので、その中で不備があってはいけないし、同票でというような選挙もこのところ見受けられますので、少しでも不備がないような、入れたい人に入れられるというような形が取れるような策がちゃんとつくってもらえれば、安心してそういうふうに賛成できるというような、同時選挙に賛成できるというような意見で、そのリスクを回避するためにお話を聞きたいということで提案しております。

○設楽健夫委員長

今、選挙を進めるに当たって、同日選挙の件について、小座野委員、あるいは櫻井繁行委員の意見を踏まえて、塚本委員から話がありましたけれども、それでいいのではないかと。櫻井健一委員のほうからは、その選挙を進める上に当たって、どのようなリスクがあるのかということについて、この委員会においても把握しておく必要があるのではないかとというような発言がありました。

続いて発言を求めていきます。

○久松公生委員

すみません、ちょっと今日の説明で2ページになるんですけども、想定日程が書いてありまして、いろんなシミュレーション的なものが示してあるんですけども、いずれにしろ自主解散による決議をして、

次期の選挙日を県会議員と合わせるというふうな内容だと思うんですけども、その2ページの一番下の県議選選挙日、想定で12月13日、市議会選挙、想定で12月20日となっていますが、これはこの12月13日に、ここに市議会選挙想定として、12月13日にならない理由といいますか、それはどういうことなんですかね。ちょっと教えてもらえますか。

○議会事務局長（越渡貴之君）

久松委員のご質問にお答えいたします。

2ページの下2行、県議選選挙日、令和8年12月13日投開票想定、そして市議会選挙日、令和8年12月20日投開票想定ということでございますが、こちらは今回の選挙が12月20日として、1週間ずれるわけなんですけど、その次の2030年、令和12年12月の選挙を想定すると、今回の選挙は12月20日としておいたほうが、その次の選挙から同日となってくるという内容でございます。

[「だから、今回同日にはならないんだろう。ならないのかって…」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

久松委員の質問は、県の選挙日12月13日というふうに設定されていると。ここに市議会議員選挙日を13日になぜできないのかという質問です。

○議会事務局長（越渡貴之君）

12月13日に市議選を実施いたしますと、任期が12月13日から4年後の12月12日までということになりまして、県議選の過去の実績を申し上げますと、12月14日、平成26年で12月14日、平成30年で12月9日、令和4年で12月11日と、ずれてしまうことになるので、市議選を後に、12月20日に設定しております。

[「だから、何で13日にならないかということ。その説明が」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

今の質問は、事務局の話は、12月13日、任期は4年後の12月12日になると。県議選が12月14日、12月9日、12月11日に想定されるからという話がありましたけれども、そのことによって何が不都合が生じるのかということを含めて、ちょっと暫時休憩に入りますので、再開後、説明をお願いします。

[発言する者あり]

○設楽健夫委員長

すみません、次がありますので、事務局のほう説明できますか。それとも暫時休憩にしますか。

[「暫時休憩で」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

暫時休憩とします。 [午後 2時16分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 2時18分]

事務局、お願いします。

○議会事務局長（越渡貴之君）

大変分かりにくい説明で申し訳ございません。

資料を改めて作成いたしまして、次回お配りしたいと思います。

○設楽健夫委員長

分かりました。

この日程上の問題については、事務局のほうで、具体的な分かりやすいものを作って次回の会議に提出されるということになりますので、それを待ちたいというふうに思います。

それ以外、この項目以外の件で発言を求めます。

○来栖丈治委員

先ほど説明も若干いただいた中で、6月にいわゆる決議をして進めるというようなこととお聞きしました。実際、解散して改めて選挙を行うというところ、非常に県内でもきつと一、二しかないと思うんですが、事件とか解散とかそういうことでなくて、選挙を同日にするというようなことで今回はやるわけですが、事前の広報の期間とかというのは、どのくらいあるべきなのかなというのが私の疑問な点なんですけれども。例えばあまりなければ、市民から受けるのに現職が訳分かっているんだから有利ではないかなとか、いろんな見方が出てくると思うんですけれども、そういった意味でどの程度前に広報の期間というか、持つべきなのかなということを疑問に思っているわけなんですけれども。

○設楽健夫委員長

6月16日議決と、解散して選挙を行う際に、どのぐらいの広報期間、市民に周知するための広報期間は、どのぐらいの広報期間が必要なのかというシミュレーションとか、資料として準備したものがあれば説明をお願いします。

○議会事務局長（越渡貴之君）

どのぐらいの期間が必要なのかというところでございますが、ちょっとこのぐらいが必要というところで明確にはお答えできないのが現状でございます。ただ、先ほどもご質問の中にありました9月第3回定例会でも大丈夫なのかというご質問もございましたが、9月第3回定例会ですと、その後の広報期間が、どうお感じになるか、短いと捉えるのかというところもあろうかと思えます。当然のことではございますが、6月から比較すれば短くなります。6月であれば約半年程度、期間が取れますので、それが十分かどうかということがちょっとこの場でお答えしかねますけれども、9月第3回定例会よりは十分な期間だと考えております。

○設楽健夫委員長

今、12月とすると、9月では3か月と。6月とすると半年ということで、相対的なものですが、3か月短くなるという説明がありました。議会改革、市民にどう知らせていくのかということ是非常重要的内容を持っていますので、そういう意味では、定例会最終日6月16日予定に決議というふうになっていますけれども、それから12月20日、今の案では、12月20日ということになっていますけれども、今の議論は、市民への周知、あるいは理解を求めていく上で、どういうことを我々が留意しなければならないのか、あるいはどういうことを考えておかなければならないのかという提案があったというふうに思いますが、ご意見を求めます。

○櫻井繁行委員

先ほど僕も質問しましたがけれども、県議選のほうの。今回合わないんですけれども、9月の定例会でもいいんじゃないのかなと一瞬思っていたんですけれども、今、来栖議長もおっしゃったように、3か月よりは6月の定例会で可決をすれば、市民にも周知ができるし、また新たに市議選への立候補を考えている人にも周知をできるということを考えると、今の環境でできる最善の策ということが6月の定例会で何がしかの意思判断を我々市議会としてすることが望ましいと感じましたので、しっかりとこの議会改革調査特別委員会で議論を進めていければと再認識したところでございます。

以上です。

○設楽健夫委員長

今、市民、あるいは立候補される方の準備期間含めての配慮も必要だという話がありましたけれども、この件について、重要なところですので、そのほかのご意見等ございましたらよろしく願います。発言されていない方もよろしく願います。

○鈴木貞行委員

櫻井繁行委員と同じです。

○設楽健夫委員長

そのほかございますか。

○小倉 博委員

私も同日、12月ということで、6月の決議でいいと思います。

○小座野定信委員

全く私も同意見ですけれども、ぎりぎりに議会解散して市民の足を惑わすようなことがあってはいけない、これごもっともなご意見で、やはり6月に議会全体の意見を市民にPRする。櫻井繁行委員が言ったように、新たに、本当に会議に出て一言もしゃべらないような議員は要りませんので、活発な議会になりますように、こういう委員会や会議において活発な意見を言える人をどんどん議員に迎えたいと思います。

○設楽健夫委員長

今、市民への周知、理解を求める、あるいは議員に立候補する準備をする方にとっても半年間において、そういうことがいいのではないかという意見がありました。

今もご意見ございましたけれども、井出委員、いかがですか。

○井出有史委員

そうですね、半年の期間があれば、しっかりと準備期間は設けられると思いますので、その中で不備がないような形で進められれば、同一選挙の方向で進めるべきだと考えております。

○岡崎 勉委員

周知が一番大事だと思います。だから、期間が長ければ長いほどいいので、6月に、できればそういうふうに、皆さんでこの話がまとまってできればいいなというふうに思っています。いずれにしても来年1月27日ですから、それまでの前で短くなるので、その辺は十分市民に対して、あるいは新しく立候補したい人に対しては考えていったほうがいいというふうに思います。皆さんの意見と同じような意見になります。

以上です。

○櫻井健一委員

ちょっと1点確認なんですけれども、この期日の件はそれで決まればいいと思うんですけれども、この議会改革委員会の中で決めることって、この期日だけのことなんですか。それを6月までということと切ってしまうと、それで大丈夫なんですか、委員長。

○設楽健夫委員長

この同日選挙の件についての議論をしていますけれども、今までの経過の中で、6月という、周知期間というテーマで今議論をしています。その中の構成部分ですから、それ以外のこの同日選挙についてのご意見等ございましたら、ここでどんどん議論していくことが必要かというふうに思います。

○櫻井健一委員

今、期日のことのテーマはそれで進めるということと理解できたんですけれども、この議会改革委員会の中でほかにも決めていくテーマがあったと思うんですけれども、そこも含めて6月までに終結するのかということをお聞きしております。

○設楽健夫委員長

これ以降、議長、副議長とも相談してみますけれども、今日は同日選挙の点についての議論を進める

と。定数の件、報酬の件というふうに順次進めていく予定でいます。このことをもって全体を決めると  
いう考えはございません。同日選挙をもって。

[発言する者あり]

○佐藤文雄委員

自主解散のやることの、今、期日についてはそのほうがいいかなと思うんですがね。県議選と市議選  
が合わないというところ、これ明確に、一緒にやれるようにならないのか確認をしてもらいたいと思  
います。

○設楽健夫委員長

その件につきましては、次回の会議のときに事務局のほうから資料として出てくるというふうになっ  
ていますので、佐藤委員、それを待って、よろしくお願いします。

あとは、発言されていない方、鈴木更司委員、いかがですか。

○鈴木更司委員

今日の感想というかあれですけども、同日に向けてということで皆さんは大丈夫なんでしょうかね、  
いろんな意見があったように感じましたけれども。

○設楽健夫委員長

その件につきましては、次回にシミュレーションも全部出てきますので、それをもって、この会議の  
ほうについては進めていきたいというふうに思います。

そのほか……、石澤副委員長も発言。

○石澤正広副委員長

私も6月のところで決議があって、そして半年間というのは大賛成です。本当に市民にアピールする  
のが早いか遅いかで市民サービスが全部変わってしまいますので。私たちの改革ですから、当然ながら  
早いほうがいいと、こう思います。

以上です。

○設楽健夫委員長

ということで、先ほど久松委員のほうから、13日の件の質問があって、事務局のほうで今までの経緯  
含めて資料を提出していただけるということになりましたので、それをもって継続して審議をしていき  
たいというふうに思います。

今日はこの辺で止めて、次の予定もございますので、次回また再開していくということにしたいと思  
いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、次回の日程的な件については、事務局のほうで後で追って連絡ということでお願いしま  
すが、後でいいですか、後ほど。じゃ後ほど連絡させていただきますので、よろしくお願  
いいたします。今月中にということで進めていきますので、よろしくお願  
いいたします。

それでは、大変大事な議論、活発なご意見もいただきましてありがとうございます。

これをもって、第1回目の議論については終了していききたいと思  
います。

なお、委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任をいただきたいと存じますが、ご異議ございませ  
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。  
それでは、以上で本日の議会改革調査委員会を散会といたします。  
ありがとうございました。

散 会 午後 2時35分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会改革調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫